

# 「災害等発生時における応急対策業務に関する協定」を (一社) 建設コンサルタツ協会と協定締結

水資源機構（以下「機構」という。）では、「災害等発生時における応急対策業務に関する協定」を、3月10日付で一般社団法人建設コンサルタツ協会（以下「協会」という。）の中部支部と協定を締結し、3月31日付で関東支部、九州支部と協定を締結しました。

なお、他支部についても準備を進めています。

本協定は、災害等の発生により、機構施設が被災し緊急的な応急対策調査・設計を実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としています。

今回の協定で災害時の体制の充実、強化を図り、今後の災害時の対応に備えていきたいと考えています。

## 【協定の概要】

業務内容：災害等の発生及び災害等が発生するおそれがある場合、機構から協会を構成する会員の情報収集を依頼し、緊急的な応急対策調査・設計が対応可能な会員情報を機構に報告していただく。

協定の期間：協定を締結した日から機構又は協会から協定の解約を申し入れるまでの間



令和5年3月31日

独立行政法人 水資源機構



## 配布先

水資源記者クラブ、竹芝記者クラブ、中部地方整備局記者クラブ、  
国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ、  
久留米市政記者クラブ、佐賀県政記者クラブ

## 問い合わせ先

独立行政法人水資源機構

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

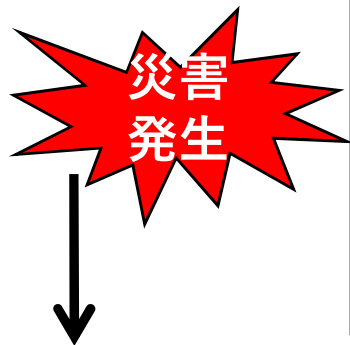
電話：総務部広報課 中原、下島 048(600)6513

危機管理監付 黒岩 048(600)6543

# 災害時等における応急対策業務に関する協定について (測量・調査設計に関する業務)

水資源機構の管理する施設の被災調査・応急復旧対策検討等に必要な測量・調査設計に関する業務の実施が必要となり、一般社団法人建設コンサルタンツ協会に応急対策業務実施可能な会員の報告を依頼した場合、協会から会員で業務実施可能な会員を報告して頂きます。このことにより、迅速な業務の着手が可能となり被害拡大防止及び早期復旧に帰することを目的としています。

## 災害発生から応急対策業務実施までの流れ



### 災害発生事例

首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、業務継続計画（大規模地震編）で想定する災害、その他豪雨等異常な自然災害

・貯水池周辺地すべり、水路施設漏水、ダム堰施設の変状

## 災害時等における応急対策業務に関する協定の手続き (今回締結した災害協定)

- ①機構から協会へ応急対策業務実施可能な会員の報告を依頼
- ②協会から機構へ応急対策業務実施可能な会員を報告
- ③機構は、②報告の中から業務を実施する会員を選定し、業務を依頼する
- ④会員より③の依頼を承諾

機構において応急対策業務の契約手続き